

## 緊急事態宣言に関する対応について

令和3年7月12日、東京都を対象に「緊急事態宣言」が発出されました。これを受け、当センター及び烏山、桜新町、梅丘の各発達相談室では、宣言期間中、以下のとおり運営いたします。

- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスによる療育、電話及び来所による相談・アセスメントについては、施設ごとに感染防止対策を講じながら業務を継続します。ただし、来所に伴う感染がご心配な場合は、無理をなさらずお休みください。
- ・ 保護者、区民及び外部機関を対象とする研修会などの催しにつきましても、感染防止対策を徹底した上で実施する予定ですが、催しの規模・内容によっては、開催の中止、または開催方法の変更や開催日を延期させていただく場合がございます。今後のご案内につきましては、当ホームページでお知らせするほか、内容に応じて参加者の皆様に直接ご連絡いたします。
- ・ 職員のワクチン接種につきまして、希望する職員が順次接種を受けているところです。なお、接種に伴う副反応が生じた場合、療育のスケジュール等について調整させていただく場合がございます。

利用者、保護者及び関係機関の皆様におかれましては、大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況の推移によっては、変更が生じる場合がありますのでご了承ください。

令和3年7月13日

世田谷区発達障害相談・療育センター